

2024年3月21日

三菱UFJ国際財団 2024年度留学生奨学金 募集要項

公益財団法人 三菱UFJ国際財団



三菱UFJ国際財団は、アジア諸国を中心とした世界各国との相互理解、友好親善を促進し、国際交流を担うべき優秀な人材の育成に寄与する目的のため、下記の要領にて2024年度留学生の募集を行います。

記

1. 応募資格

本奨学金の応募資格者は次の各項を全て満たす方です。

- (1) アジア諸国(*)の国籍を有する私費留学生
- (2) 三菱UFJ国際財団が指定する日本の大学に在籍している大学院課程（修士課程、博士課程）の正規学生で、主として法学、経済学、経営学等の社会科学系を学ぶ学生とするが、理工系、化学系、医学系を学ぶ学生の推薦も可
- (3) 学業、人物ともに優秀、かつ心身ともに健康な者
- (4) 他の奨学金を受けておらず、親許を離れ、留学生活上、経済的援助が必要な者
- (5) 2024年4月1日現在満年齢30歳以下の者(但し継続者は除く)
- (6) 「留学」の在留資格を有する者
- (7) 日本語により日常生活を行なうことができる者が望ましいが、日本語が不自由であっても現在日本語を学習中、または今後日本語を学習する予定など日本語を学ぶ意欲のある学生の推薦も可
- (8) 国際親善と相互理解に強い関心を持ち、国際社会の発展に貢献する強い意欲を有する者
- (9) 三菱UFJ国際財団が主催する公式行事に、原則必ず参加できる者
- (10) 地域社会と独力で交流する意思を持つ者
- (11) 在学する大学の学長または指導教官の推薦する者

(*) フィリピン、タイ、ベトナム、インドネシア、カンボジア、ミャンマー、ラオス、インド、パキスタン、バングラデシュ、スリランカ、モンゴル、ネパール、マレーシア、シンガポール、中国、韓国、台湾

上記以外の国からの留学生についても、極力柔軟に採用を検討しますので、大学を通じて当財団にご相談下さい。

2. 採用予定人数

1 大学当たり 3 名(最大)

3. 奨学金給付金額と給付期間

奨学金給付金額と給付期間等は以下の通りです。

なお、本奨学金は返還の義務はありません(給付型)。

また、本奨学金の受給者は特定企業への入社等の付帯義務を負うものではありません。

- (1) 給付金額 : 月額 130,000 円
- (2) 奨学金支給期間 : 1 年間 (2024 年 4 月～2025 年 3 月)
(年間支給額は 1,560,000 円)
- (3) 支給年限の制限 : 修士課程、博士課程のどちらかのみとし、それぞれの正規課程の最短修業年限(修士課程は 2 年生、博士課程は 3 年生)まで継続可
- (4) 支給方法 : 奨学生の指定する銀行口座へ振り込み
初回振り込み(7 月初旬予定)時に 4 カ月分(4 月～7 月)を支給
その後は、8 月、10 月、12 月、2 月に各 2 カ月分を支給

4. 応募書類・応募締切日

希望者は次の応募書類を在籍大学経由で当財団に提出してください。

書類は日本語版のみとし、原則として日本語で記入頂きますが、日本語学習途上の応募者を考慮し、英語での記入も可とします。

(1) 初年度提出書類

新たに本奨学金の受給を希望する方は、次の書類を在籍大学経由で当財団に提出してください。

- ① 2024 年度奨学金申込書(所定用紙) カラー写真(縦 4.0cm×横 3.0cm)貼付
- ② 身上書(所定用紙)
- ③ 履歴書 I II (所定用紙)
- ④ 誓約書(所定用紙)
- ⑤ 研究計画書(所定用紙)
- ⑥ 学長または指導教官の推薦書(所定用紙)
- ⑦ 当財団の個人情報の取り扱いについて(所定用紙)
- ⑧ 学業成績証明書(直近のもの、新入生は最終卒業校のもの)
- ⑨ 在留カード等コピー(在留資格明記のもの)
- ⑩ 健康診断書(最新の受診結果/2023 年 6 月以降に受診された診断結果)

(2) 次年度以降提出書類

前年度から継続して本奨学金の受給を希望される方は、次の書類を在籍大学経由で当財団に提出してください。

- ① 2024 年度奨学金申込書(所定用紙) カラー写真(縦 4.0cm×横 3.0cm)貼付
- ② 履歴書(所定用紙)
- ③ 研究内容説明書(所定用紙)
- ④ 指導教官の研究成果報告書(所定用紙)
- ⑤ 誓約書(所定用紙)
- ⑥ 学業成績証明書(直近のもの)
- ⑦ 在留カード等コピー(在留資格明記のもの)
- ⑧ 健康診断書(最新の受診結果/2023 年 6 月以降に受診された診断結果)

(3) 応募締切日

各大学より当財団への推薦締切日は 2024 年 5 月 15 日(水)とします。

(当日消印有効)

なお、それぞれの大学に於ける学内応募締切日は在籍大学の奨学金担当窓口までお問い合わせください。

5. 選考及び結果の通知

- (1) 書類選考 : 当財団にて大学から推薦された候補者の書類選考(1 次選考)を行います
- (2) 面接 : 財団職員が書類選考の通過者との面接(2 次選考)を対面で行います
面接は 2024 年 5 月 23 日(木)~27 日(月)に実施予定です
日時詳細は書類選考通過者の方に在籍大学を通じて連絡します
- (3) 決定通知 : 採否の結果は 2024 年 6 月 10 日(月)までに在籍大学を通じて連絡します

6. 奨学金の休止または停止

奨学生に以下の状況が生じた場合、本奨学金の給付を休止または停止します。

- (1) 病気、その他の理由により学業または課程を継続する見込みがない場合
- (2) 成績不良になった場合
- (3) 研究の指導教官から研究の継続に不適格と認められた場合
- (4) 在籍大学の学籍を失った場合
- (5) 懲罰、素行不良、その他当財団が奨学金の支給を不相当と認めた場合
- (6) 他の奨学金を受給した場合
- (7) 受給期間中に日本以外の国に留学をした場合
- (8) 後述の「7. 奨学金受給者の義務」が著しく遵守されない場合

7. 奨学金受給者の義務

- (1) 奨学生は次の各号に該当する事情が生じた場合、その旨を遅滞なく当財団に届け出てください(本人が病気などで届出が不可能な場合は在籍大学が届け出ること)
- ① 1カ月以上欠席をしようとするとき
 - ② 休学・転学・転部・転科・留年または退学が見込まれるとき
 - ③ 停学その他の処分を受けたとき
 - ④ 給付期間中に他の奨学金の受給が決定したとき(乃至は受給したとき)
 - ⑤ その他提出済みの奨学生申込申請書類の記載事項に変更が生じたとき
- (2) 当財団からの諸連絡に対しては速やかに対応してください。
当財団からの連絡に回答がない、もしくは回答が想定以上に遅れる等のケースが散見されますので、速やかな対応をお願いします。
なお、奨学生に不芳な対応が目立つ場合、当該奨学生に対し本奨学金を停止する可能性、並びに継続申請時の審査に影響する可能性があるほか、今後の奨学生の採用にも影響する可能性がありますのでご留意ください。
- (3) 当財団の公式行事への出席をお願いします(必須)。
事前に実施時期を連絡しているにもかかわらず、学業以外の用件を理由に欠席する例がみられますので、厳守をお願いします。
- (4) 本奨学金の給付期間中の学習成果、研究成果を2025年3月の修了面談(後述)までに「2024年度成果報告書」(所定用紙)にて報告頂きます。
「2024年度成果報告書」(所定用紙)は別途奨学生に直接お渡しします。
- (5) 大学院卒業後、または奨学金受給終了後も、OB/OGとして、当財団との連絡を維持するよう努めてください。

8. 奨学金授与式・懇親行事

2024年度奨学金受給者(奨学生)に採用された学生の方(継続受給者を含む)には次の行事に出席頂きます(必須)。

(1) 授与式

2024年7月に奨学金授与式を行う予定です。

日時、場所は改めて奨学生に決定した学生の方々に連絡します。

(2) 交流行事

日本の伝統文化体験、社会見学を通じた奨学生同士の交流会を行います。

年2~3回程度の実施予定ですが、詳細は奨学生に決定した方々に連絡します。

(3) 修了面談

2025年3月に修了面談を行います。

奨学生全員と面談を実施します。

別途「今後の進路・連絡先メモ」(所定用紙)をご提出頂きます。

「今後の進路・連絡先メモ」(所定用紙)は奨学生に直接お渡しします。

9. 応募書類提出先・連絡先

本募集要項に関する問い合わせ、並びに応募書類の提出先は、在籍大学の奨学金担当窓口とします。

ご質問等は在籍大学経由で当財団へご照会ください。

以上